

令和3年2月5日

審判員各位

一般財団法人 福島県サッカー協会
審判委員長 吉田昌樹

福島県新型コロナウイルス緊急対策延長に伴う審判講習会の開催見送りについて

日頃より審判活動に対するご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県は昨日、知事より発出されていた、1月13日から2月7日までを期間とする緊急対策の要請を、2月14日(日)まで延長することを決定しました。この状況に鑑み、審判資格に係る更新講習会及び新規取得認定講習会についても、県からの要請に従い一週間延長し、**2月14日(日)まで開催を見送る**こととしました。

つきましては今回の講習会の開催見送りにあたり、前回の1月14日付け通知と同様、下記の通り特例措置にて取り扱うことと致しますので、何卒よろしくご理解下さい。

記

1. 開催日が2月14日(日)までの講習会(終了済み講習会も含む)については、Webからの申込み&支払い済みであれば、欠席しても不合格とせず合格扱いとします。なお、申込期限がまだ到来していない未開催分の講習会についても、Web上で引き続き各期限まで公開し申込みが可能ですので、申込み&支払いを完了いただければ、同様、合格扱いとします。
2. 2月15日(月)以降の講習会について、開催見送り等取り扱いを変更する場合に限り別途ご連絡します。それまでの間は、引き続きWEBから申込み&支払いが可能ですので期限まで申込んで下さい。
3. 今回の特例措置により、講習会を受講していないのに合格処理となり更新又は新規認定された方については、4月以降、同感染症流行の収束傾向等を勘案しつつ、代替への講習会(補講)を開催する予定ですので、この補講を必ず受講いただくようお願いします。補講の再開時期等については、各地区審判委員長等から改めてメール等でお知らせ致します。
4. 更新について、指定期限までに申込み&支払いが完了していない方については、従来通り失効となってしまいます。また、新規認定講習会に申し込むも、指定期限までの支払が完了しなかった方についても、認定できないので、ご注意ください。

以上

◎ご不明な点等ありましたら、県協会事務局又は各地区審判委員長までご連絡下さい。